

農政部試験研究機関における研究活動の不正行為への対応指針

（目的）

第1条 本指針は、農政部に所属する試験研究機関（以下「試験研究機関」という。）における研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）への対応を定めることにより、研究活動に対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって試験研究機関における研究活動に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

（対象とする不正行為）

第2条 この指針において、不正行為とは、次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。

- (1) ねつ造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん：研究資料、機器及び過程を変更（抹消を含む。）する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

（受付窓口の設置）

第3条 試験研究機関及び農業政策室（以下「受付機関」という。）は、不正行為に関する通報を受け付ける窓口を設置し、機関内外に周知する。

（通報等の受付）

第4条 受付機関は、不正行為に関する通報を直接受け付ける。通報は、原則として通報者の氏名、連絡先及び内容を明らかにして行われるものとするが、受付機関は、匿名の場合や内容の一部が不明な場合であっても、通報者の氏名、連絡先及び内容が明らかな通報に準じた取扱いをすることができる。

- 2 報道や学会等により不正行為の疑いが指摘された場合には、受付機関に通報があった場合に準じて取り扱う。
- 3 通報の意思を明示しない相談について、相談を受けた受付機関は、その内容に応じ、通報に準じた取扱いをすることができる。
- 4 受付機関の長は、不正行為に関する通報を受け付けた場合、又は第2項若しくは第3項の規定により通報に準じた取扱いをすることとした場合には、通報、指摘、相談等（以下「通報等」という。）の内容について速やかに農政部長に報告する。

（調査の実施）

第5条 農政部長は、前条第4項の規定による報告があった場合には、不正行為が行われたとされる事案（以下「当該事案」という。）について、別に定める調査委員会を設置して調査を実施する。

- 2 調査は予備調査と本調査とする。ただし、当該事案の内容により予備調査を省略することができる。

（予備調査）

第6条 予備調査は、通報等の内容の合理性、当該事案の調査可能性等について行う。

- 2 調査委員会は、予備調査を終了したときは、その結果を農政部長へ報告する。

(本調査の決定)

- 第7条 農政部長は、前条第2項の規定による報告を受けた場合には、当該事案について本調査を行うか否かを決定し、その旨を当該事案に係る研究活動が実施された試験研究機関（以下「当該試験研究機関」という。）の長に通知する。
- 2 本調査を行わないことを決定した場合、農政部長はその旨を理由とともに通報を行った者（以下「通報者」という。）に通知する。
- 3 本調査を行うことを決定した場合、農政部長はその旨を通報者及び当該事案に関与したとされる者（以下「被通報者」という。）に通知して調査への協力を求めるとともに、総務部長に対しその旨を通知する。
- 4 当該事案に係る研究活動が、県以外の機関が所管する研究資金により実施された場合には、当該試験研究機関の長は、研究資金の所管機関に対し調査を行う旨を通知する。

(本調査を実施しない旨の決定に対する異議の申立て)

- 第8条 通報者は、前条第2項の規定により通知された内容に不服がある場合には、別に定める期間内に農政部長に対し異議を申し立てることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による異議の申立てを繰り返すことはできない。
- 2 農政部長は、前項による申立てがあった場合、申立ての趣旨、理由等を審査した上、本調査を行うか否かを再度決定し、前条第1項から第4項までの規定に準じた手続きを行う。

(研究活動の停止)

- 第9条 農政部長は、本調査を行うことを決定した後、不正行為が行われたかどうかの確認をするまでの間、調査対象となった研究活動を停止させることができる。

(本調査)

- 第10条 本調査は、次に掲げる各号について行う。
- (1) 当該事案において不正行為が行われたか否か。
- (2) 不正行為が行われたことが確認された場合には、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合並びに不正行為が行われた研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割。
- (3) 不正行為が行われなかったことが確認された場合は、通報等が悪意（被通報者や試験研究機関に不利益や損害を与えることを専ら目的とする意思。）に基づくものであるか否か。
- 2 調査委員会は、本調査を終了したときは、その結果を農政部長へ報告する。

(調査結果の確認及び関係者への通知)

- 第11条 農政部長は、前条第2項の規定による報告を受けた場合には、その内容を確認し、適切と認めた場合には、調査結果を通報者及び被通報者に通知する。
- 2 農政部長は、前項の確認により調査結果に不備があると認めた場合には、調査委員会に調査結果の補正若しくは変更、又は前条に準じた追加調査若しくは再調査を行わせる。

(調査結果に対する異議の申立て)

- 第12条 通報者及び被通報者は、前条第1項の規定により通知された調査結果に不服がある場合には、別に定める期間内に農政部長に対し異議を申し立てることができる。ただ

- し、その期間内であっても、同一理由による異議の申立てを繰り返すことはできない。
- 2 農政部長は、前項の規定による申立てがあった場合、申立ての趣旨、理由等を審査し、必要と認めた場合には、調査委員会に第10条に準じて再調査を行わせ、先の調査結果を変更するか否かを決定し、通報者及び被通報者に通知する。
 - 3 通報者及び被通報者は、前項の規定による再調査により調査結果の変更が通知され、その変更が自らの申立てによるものではない場合には、別に定める期間内に農政部長に対し異議を申立てることができる。この申立てがあった場合、農政部長は前項に準じて取り扱うものとする。

(調査結果の通知)

- 第13条 農政部長は、前条の規定による異議の申立て期間を経過した後、調査結果について速やかに当該試験研究機関の長及び総務部長に通知する。
- 2 当該案件に係る研究活動が、県以外の機関が所管する研究資金により実施された研究活動の場合には、当該試験研究機関の長は、研究資金の所管機関に調査結果を通知する。

(不正行為が行われたと確認した場合の措置)

- 第14条 不正行為が行われたと確認された場合は、第12条第1項の規定による異議の申立て期間を経過した後、次の各号に掲げる措置を講じる。
- (1) 農政部長は、不正行為への関与が確認された者及び関与したとまでは認められないが、不正行為が行われたと確認された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として確認された著者（以下「被確認者」という。）に対し、直ちに当該研究活動の中止（研究資金の使用中止を含む。）を命ずる。
 - (2) 農政部長は、当該不正行為について「職員による不祥事発生時における報道発表指針（平成20年4月1日施行）」に基づき、懲戒処分前に説明責任を果たすべきと認める場合には、速やかにこれを公表する。
 - (3) 当該試験研究機関の長は、被確認者に対し、当該研究に係る論文等の取り下げを勧告するとともに、試験研究成績報告書等の取り下げ及び修正手続を行う。

(不正行為は行われなかったと確認した場合の措置)

- 第15条 不正行為は行われなかったと確認された場合は、第12条第1項の規定による異議の申立て期間を経過した後、農政部長は、第9条の規定により行った研究活動の停止の措置を解除する。

(その他)

- 第16条 この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、農政部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 農林水産部試験研究機関における研究活動の不正行為への対応指針（平成20年10月1日施行）は廃止する。